

公的保険制度について、理解を深めるために

- 様々なリスクに備える保険には大きく分けて
公的保険と**民間保険**の2種類があります。
- 公的保険の保障内容を理解したうえで
必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度の
詳細はこちら



WEB版「ご契約のしおり一定款・約款」のご案内

アドレスと検索コードから閲覧

- 1 以下のアドレスにアクセス

アドレス <https://inscloud.jp/ak/04/>

- 2 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0499011005**

QRコードから閲覧



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※お申込後でも冊子版を希望される場合はご請求いただけます。
ご希望の場合、ニッセイダイレクト事務センターまでご連絡ください。
(お申込時に冊子版をご希望いただいた場合は不要です)。

ご検討にあたっては、当書面と「**例表**」または「**提案書**」をあわせてご確認ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、
契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と
ご契約のしおり一定款・約款 を必ずご確認ください。

詳しくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「ロングドリームGOLD3」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ロングドリームGOLD3」は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。
また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「ロングドリームGOLD3」の引受保険会社である

日本生命の支払能力を保証するものではありません。
● 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。
三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。



(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]
0120-860-777
月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

(ご契約内容のご照会)
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621(通話料無料)
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

TP

(Ⓒ日本25-366,25/4/1,金融法人管理G)MU-LG21M

2025年4月現在(No.05776)

2025年4月版

商品動画は
こちら



ロングドリーム GOLD3

米ドル

豪ドル

ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)
〈指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(有配当2018)〉



「万一のとき」
だけではない
サポート!

ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険の被保険者様は、
ベストドクターズ®・サービス をご利用になれます。

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
(契約概要／
注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

募集代理店

引受保険会社

MUFG 三菱UFJ銀行



日本生命保険相互会社

この保険の引受保険会社は日本生命保険相互会社です。株式会社三菱UFJ銀行は日本生命保険相互会社の募集代理店です。

「想いをカタチに」。日本生命 からのご提案です。

これからの人生、
円の低金利や物価高が続く中、
ゆとり資金を円で持つことに
不安はありませんか？

資産をこのまま
円で持っていて
大丈夫だろうか？

円で余った
お金のつかいみちを
どうしようか？

ご資金
¥

そこで
「ロングドリーム
GOLD3」なら
外貨の金利を
活かして
運用できます。

ご加入時のご希望のタイプを選びます。

当面は…

ふやす
タイプ

積立金を着実にふやす

→ P.3-4を
ご確認ください。



外貨で
しっかり ふやして
いけそう だ

しかも複利で
運用できるのが
いいね

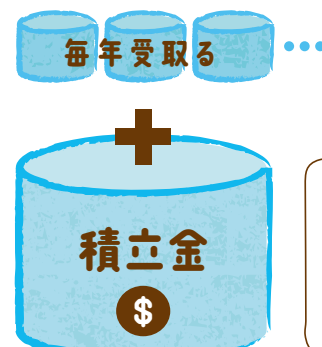


または

うけとる
タイプ

ふえた分を毎年うけとる

→ P.5-8を
ご確認ください。



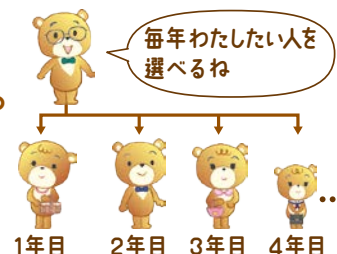
生活費の
一部に
役立て られるわ

海外旅行の
資金に
あてられ
そうね



毎年うけとるお金(定期支払金)を、
生前贈与に活用することもできます。

定期支払金の受取人を、配偶者やお子さま、
お孫さまなどに指定することで、
生前贈与を簡単に行うことができます。



将来は…

のこす
コース

ご家族の生活資金に、
あるいは相続対策の
資金に、円建終身保険として
「のこす」ことができます。

→ P.9を
ご確認ください。

大切な人にのこす



相続税の
納税などに
役立つな



または

つかう
コース

シニアライフの充実に、
あるいは生活費の
補てんに、年金としてご自分で
「つかう」ことができます。

→ P.9を
ご確認ください。

ご自分でつかう



趣味につかう
お金に
あてられ
そうね



いずれのタイプも、あとで活用の仕方が選べます。

お客さまのこれからを、トータルにサポートします。

ベストドクターズ®・サービス

SalivaChecker® サリバチェッカー®

有償

認知症・介護 / あなたのそばの
コンシェルジュ
～認知症・介護の相談窓口～

老後も、その後も、自分らしく。
GranAge Star

ニッセイ 遺族あんしんサポート

契約者代理制度

→ P.13-16を
ご確認ください。

用語の
ご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、
基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。
また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額も
「一時払保険料」と記載しております。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算
した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。
また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額を責任開始日の
円入金用為替レートで円に換算した額も「一時払保険料(円)」と記載しております。

※成立日は、契約締結時に送付される保険証券に記載の、証券作成日
と同日となります。
※「のこすコース」「つかうコース」移行時に適用される「所定の利率」は、
金利水準等をもとに決定します。

※「うけとるタイプ」において定期支払率と記載しているものは、「指定通貨で10年一定」
では定期支払特約を付加した場合の積立利率をいい、「円で10年一定」では定期
支払特約を付加した場合の積立利率から定期支払金額を円で一定額にするための
会社所定の率を差引いた率(円建定期支払率)をいいます。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

ふやす タイプ

外貨の金利を活かし、**複利で ご資金を運用。**
積立金を**長期にわたり着実に ふやして**いきます。



- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じるおそれがあります。

→ 詳細はP.31-34をご確認ください。

当面は…

一生涯の死亡保障を複利でふやします。

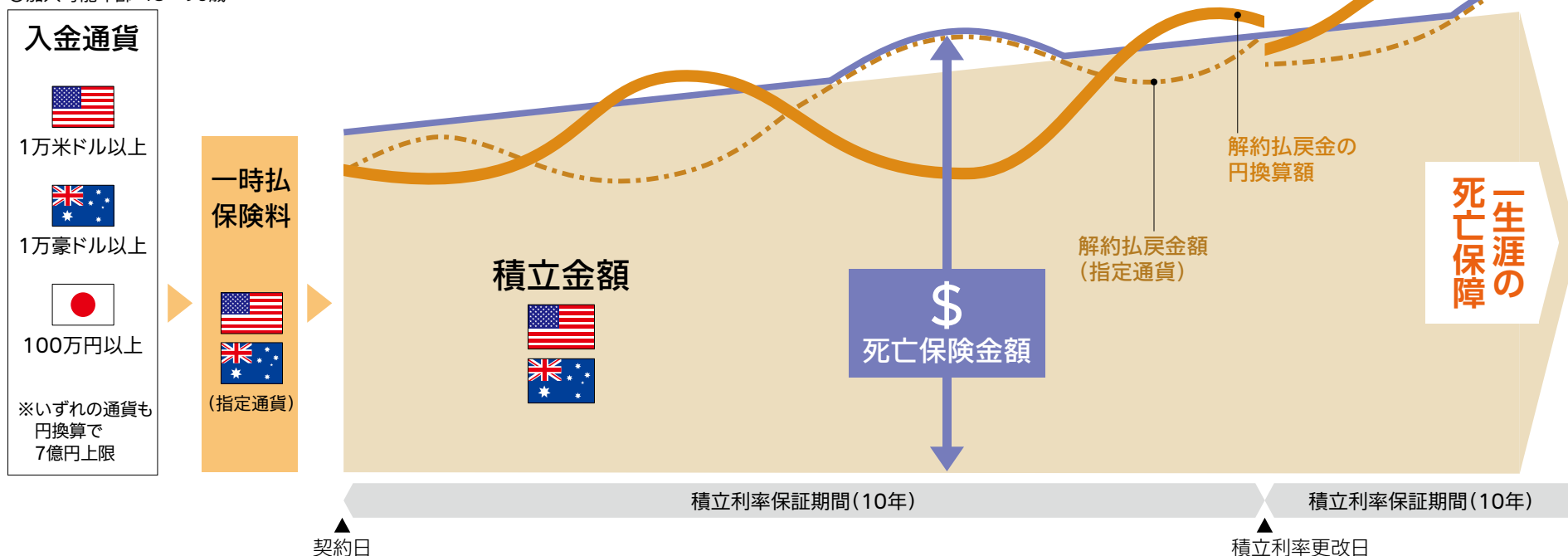
- 積立利率にしたがって、積立金をふやします。
積立利率は10年ごとに更改されます。
(契約日における被保険者の年齢をもとに計算)



〈イメージ図〉

※当イメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。

◎告知なし
◎加入可能年齢: 15~90歳



将来は…

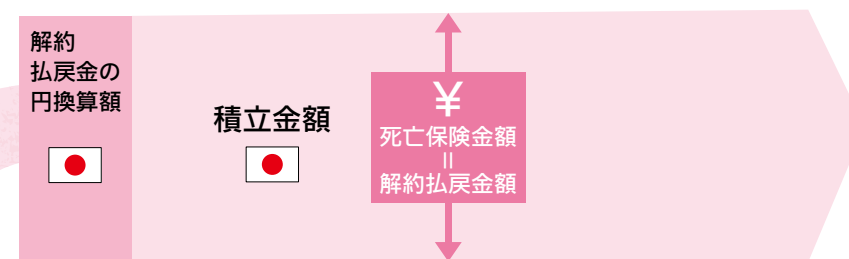
ご希望に応じてコースを選択できます。

- 解約払戻金の円換算額を原資に、
そのときのご希望により
活用の仕方が選べます。



のこす
コース

お申し出により
「円建終身保険」へ移行*2
大切な方へ、資産を円で「のこす」ことができます。
*2 成立日の翌営業日以降に移行可能



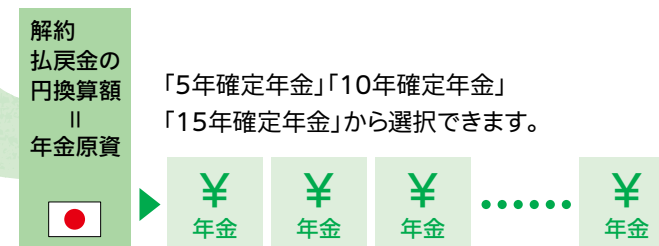
※円建終身保険の積立金額は、所定の利率で運用されます。

→ 詳細は P.9 をご確認ください。

コースに移行しないで、
外貨での保障を継続することも
できます。

つかう
コース

お申し出により「円建年金」へ移行*3
終身保険を解約し、解約払戻金を円建年金に換え、
ご自分で「つかう」ことができます。
*3 ご契約から1年経過以降に移行可能



→ 詳細は P.9 をご確認ください。

被保険者が亡くなられたとき
死亡保険金
(円または指定通貨)

指定通貨で一時払保険料*1以上が保証されます。

死亡保険金額は、指定通貨で「積立金額」「解約払戻金額」のいずれか大きい金額となります。

⚠ 円で受取る場合は、為替レートによっては一時払保険料(円)*1を下回ることがあります。

「円建死亡保険金特約」を付加すれば、
一定期間、一時払保険料(円)*1以上が保証されます。

※ご契約時のみ付加できます。

※特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。

*1 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.1をご確認ください。

うけとる タイプ

外貨の金利を活かし、**ふやして 毎年受取って、**
暮らしのプラスαに活用できます。



- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じるおそれがあります。

→ 詳細はP.31-34をご確認ください。

当面は…

毎年、一定額の定期支払金を受取れます。

- 指定通貨で一時払保険料*1以上を死亡保険金として確保しながら、毎年、決まった時期に受取れます。
- 受取り方は「指定通貨で10年一定」と「円で10年一定」を選べます。

- 円で一定額を翌年から、大切な方へ毎年わたすこともできます。

→ 詳細はP.8をご確認ください。



<イメージ図>

※当イメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。

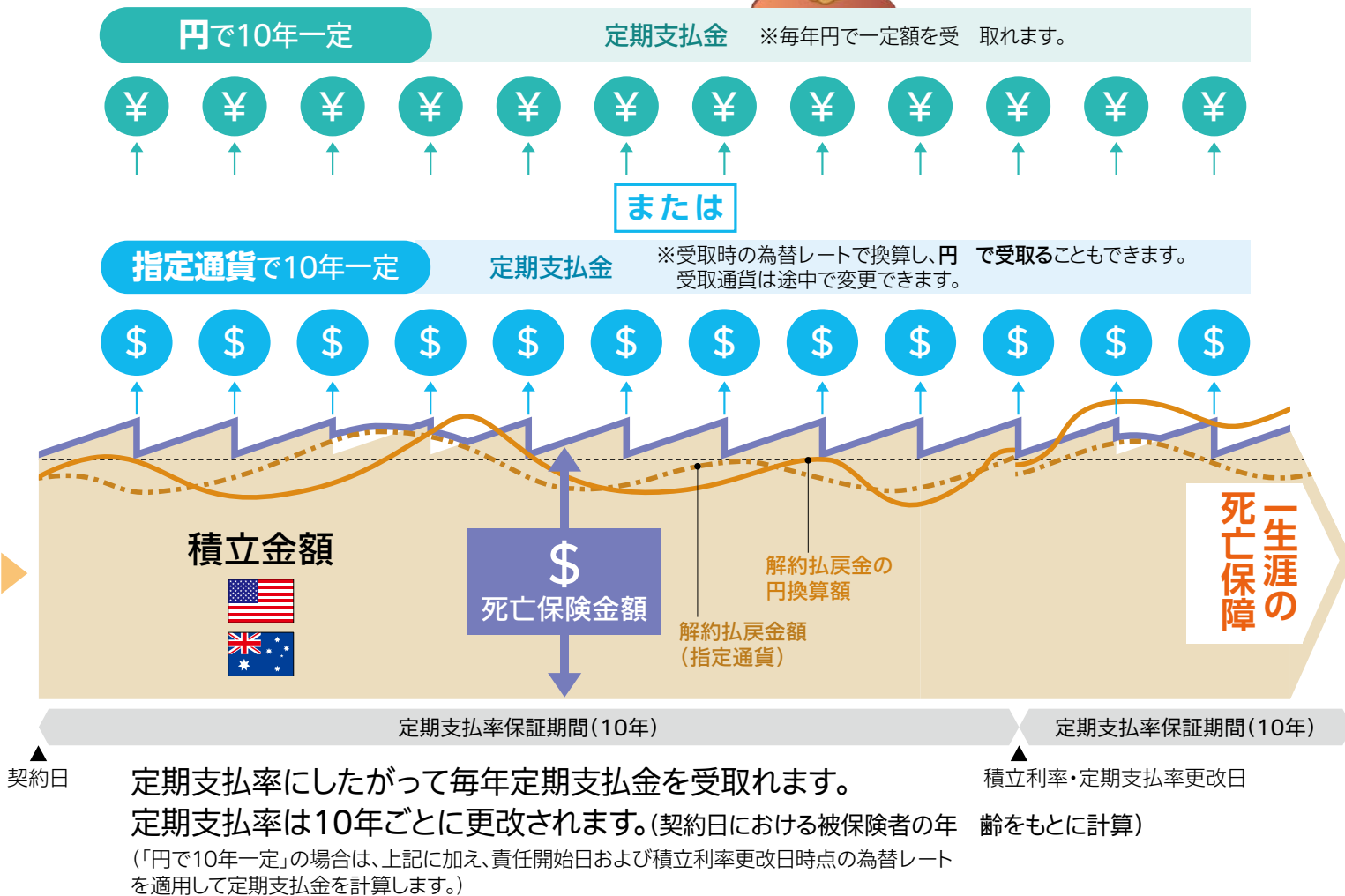
◎告知なし
◎加入可能年齢：15～90歳

入金通貨

- 1万米ドル以上
- 1万豪ドル以上
- 100万円以上

※いずれの通貨も円換算で7億円上限

一時払保険料
(指定通貨)



被保険者が亡くなられたとき
死亡保険金
(円または指定通貨)

指定通貨で一時払保険料*1以上が保証されます。

死亡保険金額は、指定通貨で「積立金額」「解約払戻金額」のいずれか大きい金額となります。

⚠ 円で受取の場合は、為替レートによっては一時払保険料(円)*1を下回ることがあります。

→ 詳細はP.11-12をご確認ください。

*1 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.1をご確認ください。

将来は…

ご希望に応じてコースを選択できます。

- 為替が十分に円安になったとき、年金で受取りたいと思ったとき等、ご自身の判断で移行。解約払戻金の円換算額を原資に、そのときのご希望により活用の仕方が選べます。

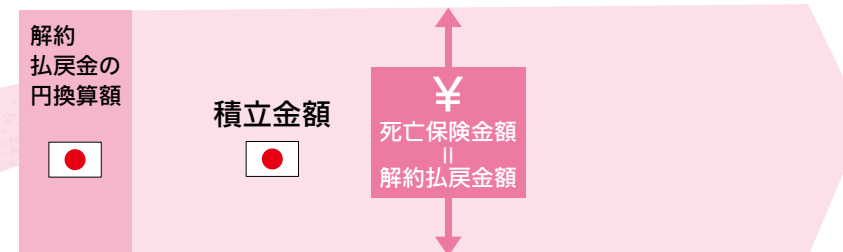


のこす コース

お申し出により「円建終身保険」へ移行*2

大切な方へ、資産を円で「のこす」ことができます。

*2 成立日の翌営業日以降に移行可能



※円建終身保険の積立金額は、所定の利率で運用されます。

→ 詳細はP.9をご確認ください。

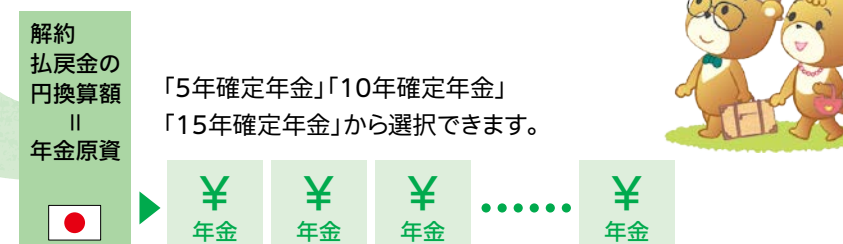
コースに移行しないで、**定期支払金の受取りを継続**することもできます。

つかう コース

お申し出により「円建年金」へ移行*3

終身保険を解約し、解約払戻金を円建年金に換え、ご自分で「つかう」ことができます。

*3 ご契約から1年経過以降に移行可能



→ 詳細はP.9をご確認ください。

うけとる タイプ

定期支払金で、お客さまのご期待に幅広くお応えします。

受取り方は、「指定通貨で10年一定」と「円で10年一定」から選べます。
それぞれの特徴を比較してみましょう。

受取り方	指定通貨で 10年一定	円で 10年一定
受取通貨	指定通貨 または 円 ※毎年選べます 為替変動に応じて、 受取通貨が毎年選べる 定期支払金 \$ ¥ \$ ¥	円 為替変動の影響を受けず、 受取額は毎年円で一定 定期支払金 ¥ ¥ ¥ ¥
定期支払金 受取人	ご本人(契約者)	ご本人(契約者) ご本人(契約者)以外* ※毎年選べます

*契約者と被保険者が同一人の場合のみ、契約者の配偶者、または3親等内の親族から1人
指定いただけます。

毎年受取通貨を
選べて便利だね

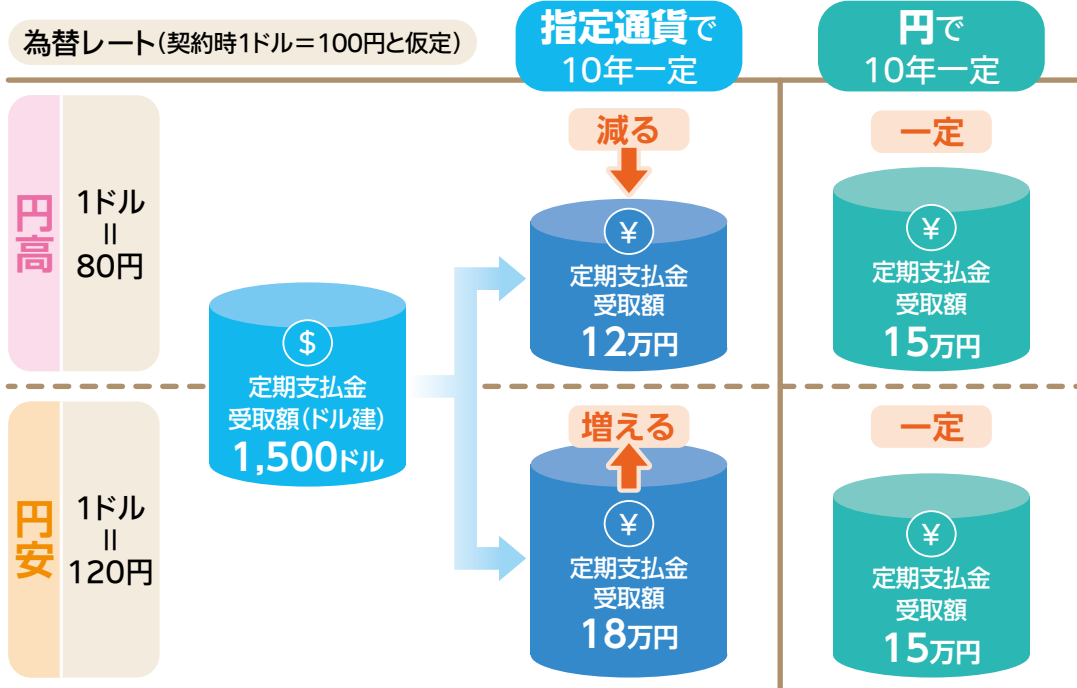
為替を気にせず
決まった額が
受取れて安心ね

たとえば、円で受取る金額は、
為替レートに応じて以下ようになります。

例

イメージ図

定期支払金への
為替レートの影響
を比較するため、
一定の条件を仮定
したものです。



※定期支払率は「指定通貨で10年一定」「円で10年一定」で異なります。
(詳しくはP.22をご確認ください。)

実際の数値は「例表」または「提案書」でご確認ください。

円で
10年一定

定期支払金を 生前贈与に活用することもできます。

※「円で10年一定」で契約者が被保険者となる契約でのみお取扱いが可能です。

※定期支払率および適用為替レートは10年ごとに変更されます。
そのため、変更後は契約当初の贈与額と異なる場合があります。

大切な人に
自在にわたすことが
できます。

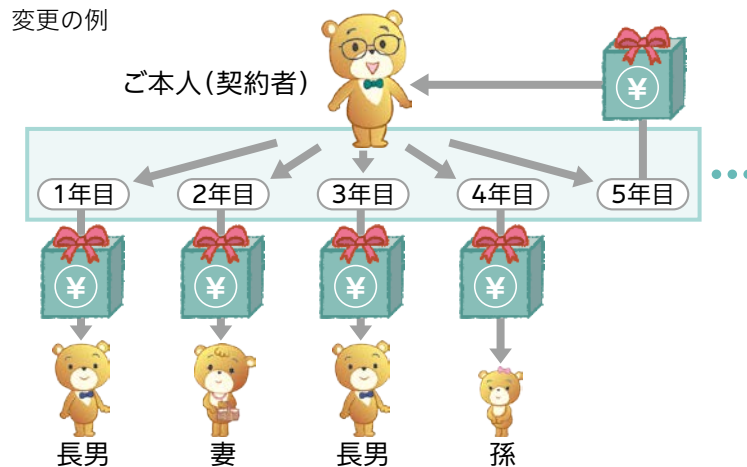
定期支払金受取人を契約者の配偶者、
または3親等内の親族から1人指定いただけます。

➡ 3親等内の親族についてはP.11をご確認ください。

保険期間の途中で、
定期支払金受取人を
自由に變更できます。

日本生命に請求いただければ、定期支払金
受取人(受贈者)の變更が可能です。
また、ご自身を定期支払金受取人に指定
することも可能です。

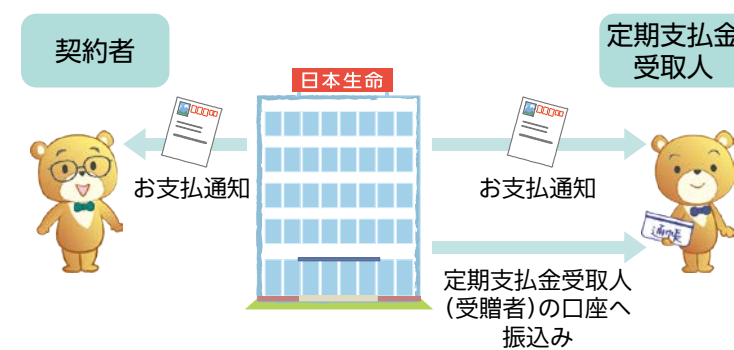
變更の例



贈与の手続きが
簡単になります。

定期支払金受取人(受贈者)に、日本生命が
直接お支払いします。
「お支払通知」が贈与の記録となりますので、
毎回、贈与契約書等をつくる手間が省けます。
※請求書類の提出は1回目のみです。2回目以降
は、定期支払金受取人を變更しない場合、必
要書類を提出いただかなくても請求があったと
みなし、お支払いします。

毎年のお支払いイメージ



定期支払金の税制上のお取扱い

贈与税の基礎控除(毎年110万円)が活用できます。

※契約者(保険料負担者)と定期支払金受取人が異なる場合、贈与税の課税対象となります。

➡ P.36-38とP.43を
あわせてご確認ください。

「ロングドリームGOLD3」円で10年一定 を活用した贈与は、
以下の理由から定期贈与(定期金に関する権利の贈与)に該当しません。

- 定期支払金受取人は、契約応当日までは定期支払金を受取る権利を有していない。
(契約者が定期支払金受取人を變更できる。)
- 契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金が
支払われる。

定期贈与とは

たとえば「1,100万円を10年間に分けて
毎年110万円ずつ贈与する」といった
約束をして贈与を行うことをいいます。
定期贈与があったと認定されると、この
例だと1,100万円の総額に対し課税され、
贈与税が高額になります。

※当ページの記載内容は暦年贈与を前提としています。

※税務に関する内容は、2025年2月現在の税制にもとづくもので、
将来変更されることがあります。

個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

将来、たとえば
こんなことがあったとき…

お申し出により、できること



- 解約払戻金の計算時に費用のご負担が生じることがあります。
 - 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 詳細はP.31-34をご確認ください。

これから円高が進んだら、困るなあ～

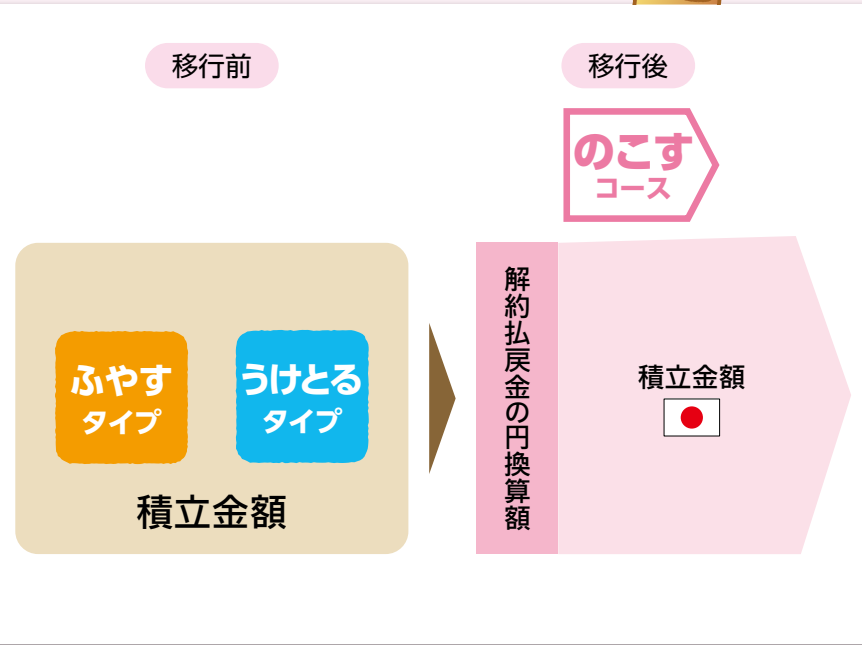
そう思ったら

円建終身保険に移行し、
為替の影響を
なくすることができます。

解約払戻金の円換算額を原資に、
円建終身保険に移行できます。

成立日の
翌営業日以降に
移行可能。

※「のこすコース」への移行を希望される場合、
インターネットサービスにてお手続きがで
きます。
詳細はP.15をご確認ください。



ふやすタイプだったけど

生活資金に、もうすこしゆとりがほしいな

うけとるタイプだったけど

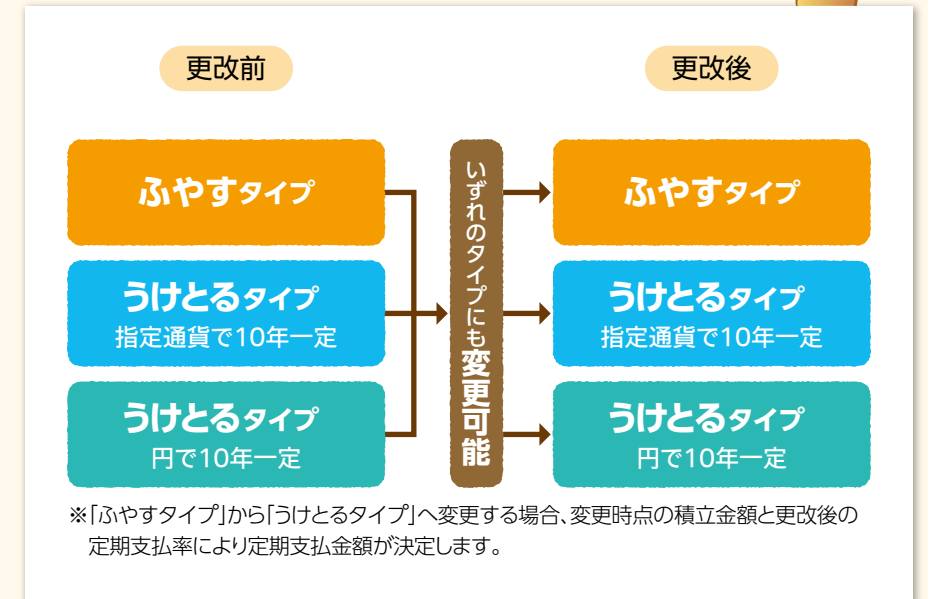
そろそろ、たくわえを大きくしようか

そう思ったら

ご契約時のタイプから、
他のいずれのタイプへも
変更できます。

ご契約から10年ごとの
積立利率更改日に
移行可能。

※タイプ変更を希望される場合、その時点での
取扱いをご案内しますので、日本生命まで
お申し出ください。なお、お申し出いただ
いたときに、日本生命が取扱っている場合に限り
ます。



相続の備えはできたから、自分でつかおうかな

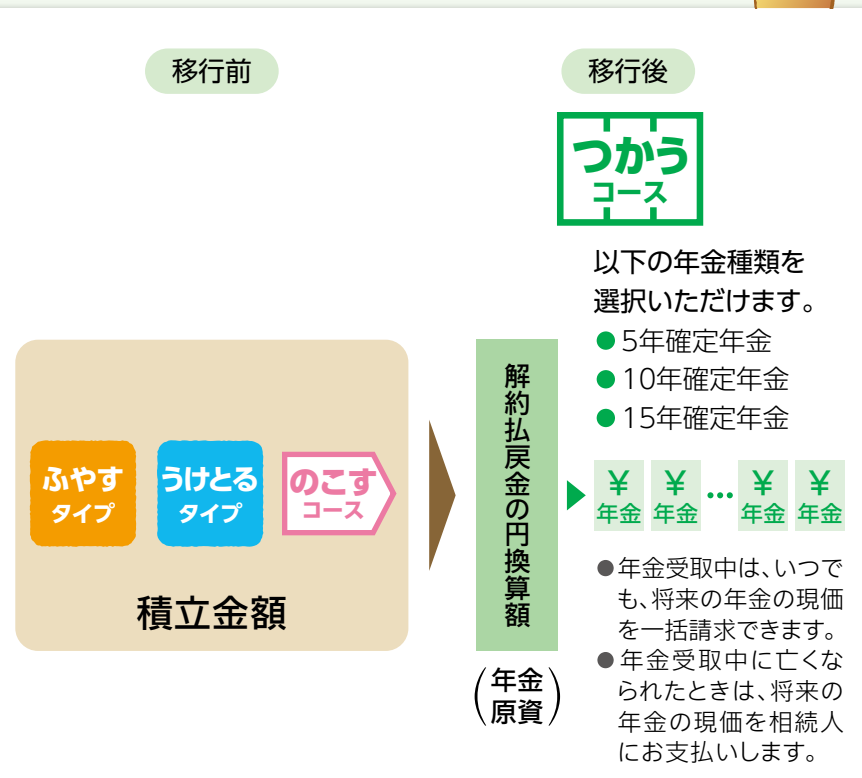
そう思ったら

解約払戻金を原資に、
円で年金を
受取ることができます。

解約払戻金の円換算額を原資に、
円で受取る年金に移行できます。

ご契約から
1年経過以降に
移行可能。

※「つかうコース」への移行を希望される場合、
その時点での取扱いをご案内しますので、
日本生命までお申し出ください。なお、お申し出
いただいたときに、日本生命が「解約払戻金
の年金支払に関する特約」を取扱っている
場合に限りです。



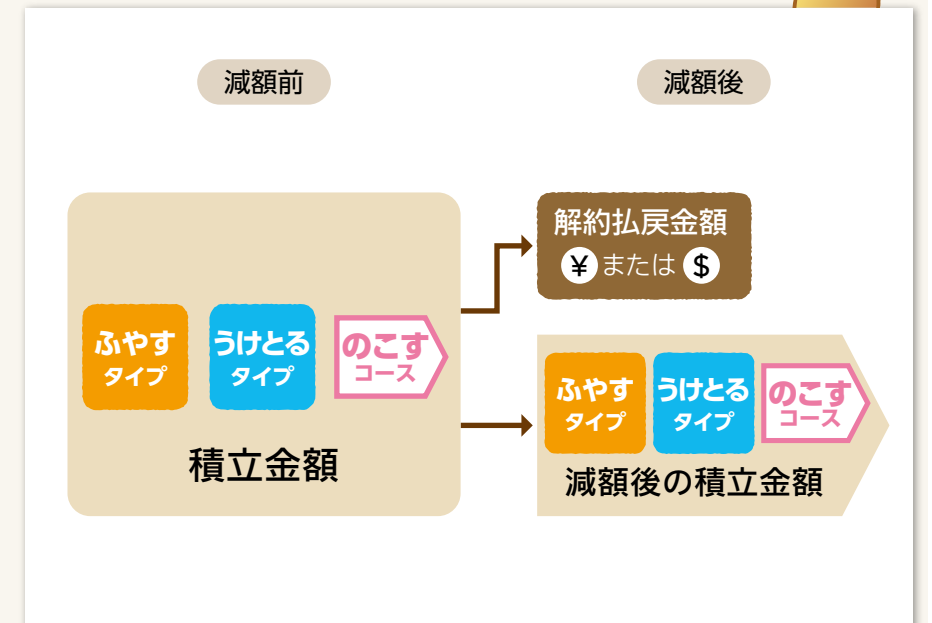
資金が必要になったけど、保障は残したいよ

そう思ったら

いつでも減額(一部解約)
することができます。

減額(一部解約)することで、その分
に対する解約払戻金を円または指定
通貨で受取ることができます。

※全部解約し、一括受取りすることもできます。



死亡保険金について

被保険者が死亡した日の

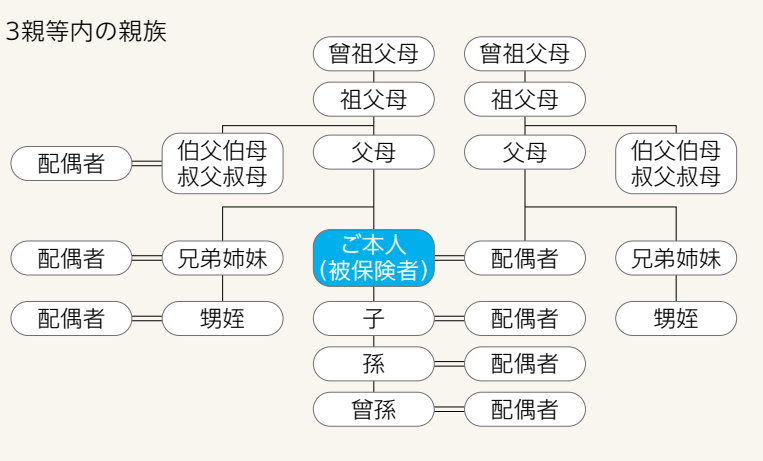
積立金額(指定通貨)

解約払戻金額(指定通貨)

いずれか大きい金額= **死亡保険金** として支払われます。

死亡保険金受取人は、
被保険者の配偶者または
3親等内の親族からご指定
いただけます(複数人指定可)。

※複数人指定いただいた際は、原則代表者の口座にお振込みしますが、個別の口座に死亡保険金をお振込みできる場合もあります。
※海外に居住されている方や外国籍の方もご指定いただけます。
ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う必要があります。



生命保険ならではのメリット

死亡保険金の非課税枠が活用できます。

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。
受取人が相続人*1のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、
死亡保険金の非課税枠を活用することができます。

死亡保険金の非課税枠 = **500万円 × 法定相続人の数***2

*1 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。
*2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。ただし、法定相続人の数に含める養子の数は限られます(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとなります)。
※税務に関する内容は、2025年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

→ P.36-38 をあわせてご確認ください。

死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、原則、遺産分割協議の対象外*3となります。
*3 ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

死亡保険金は、すみやかに受取りいただけます。

死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内*4にお受取りいただけます。
*4 ただし、死亡保険金をお支払いするための確認等が必要な場合はこの限りではありません。

請求に必要な書類は以下のとおりです。

- 所定の請求書 ●死亡診断書(コピー可) ●所定の本人確認書類(コピー可)
- ※その他、戸籍謄(抄)本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合があります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.35-36をご確認ください。

⚠ 指定通貨で一時払保険料*5以上が保証されますが、円で受取る場合、為替レートによっては一時払保険料(円)*5を下回ることがあります。



そこで 一時払保険料(円)*5以上を確保したい場合は……

円建死亡保険金特約

ふやすタイプのみ付加可能 ※ご契約時のみ付加でき、途中解約はできません。

一定期間、一時払保険料(円)*5が最低保証されます。

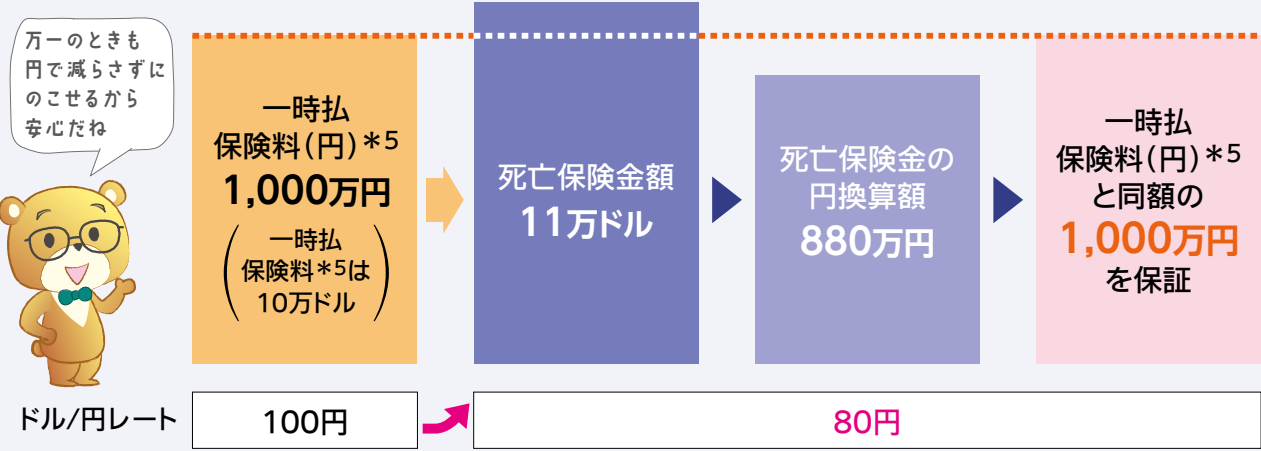
死亡時の為替レートがご契約時より円高になった場合でも、右記の期間、円で受取る死亡保険金が、一時払保険料(円)*5を下回らないように保証します。

ご契約時の被保険者の満年齢	保証される期間(ご契約時から)
15～75歳	5年間
76～90歳	2年間

→ 詳細は P.24 をご確認ください。

⚠ 特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。

例 死亡時に **円高** の場合 イメージ図



例 死亡時に **円安** の場合 イメージ図



※以上のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。

*5 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.1をご確認ください。

ご利用いただけるサービス

がんなどの重い病気の際には、3つのサービスでサポートします。

ベストドクターズ®・サービス

優秀な専門医(Best Doctors in Japan™)の中から治療やセカンドオピニオンの取得に適した日本の医師等を無料でご紹介しします。

紹介
無料

こんなときに使える！	お電話・ご相談できる方
- 治療が必要ときに信頼できる優秀な専門医を無料で紹介しします - 病院に受診することなく、優秀な専門医と電話相談ができます - 優秀な専門医が在籍する病院・診療科をご案内します	所定の保険にご加入の 被保険者

だ液を採取・送付し、複数のがんのリスクを確認できる検査キットです。

SalivaChecker® サリバチェッカー®

複数のがんのリスクをそれぞれの部位ごとに算出できます。(有償)
さらに、検査結果について株式会社サリバテックCEOもしくはそれに準ずる医師に無料で相談が可能です。

有償

こんなときに使える！	ご利用できる方
- 自宅でがんのリスクを確認したい - 検査結果を専門家に相談してみたい	所定の保険にご加入の 被保険者

認知症や介護の課題は人それぞれ。電話や訪問でお話をうかがいます。

**認知症・介護 あなたのそばの
コンシェルジュ**

ニチイ学館の有資格者(ケアマネジャー等)が認知症や介護に関する不安・悩み等の相談を電話や訪問でお受けします。
また、必要に応じて、適切な窓口や専門家等の情報をご提供します。
※介護施設や医療機関等へのお取次ぎ・予約手配は対応しておりません。

相談
訪問
無料

こんなときに使える！	ご利用できる方
- 認知症や要介護状態になったときに備えて、今からできることを知りたい - 離れて暮らす高齢の両親が心配	所定の保険にご加入の 契約者・被保険者等

生前から死後までお客さまをサポートするシニア向けサービスです。

GranAge Star

老後も、その後も、自分らしく。
身元保証・生活支援・任意後見・死後事務サービスをご提供します。
※サービスをご利用いただくためには、各サービス提供法人とご契約する必要があります。
※地域によっては当サービスの対象外となる場合があります。

有償

こんなときに使える！	お申込みできる方
入院等の際に求められる身元保証人や連帯保証人等を頼める身近な人がいない	すべてのお客さま

相続手続は不慣れなことの連続。専門家のお手伝いがあると安心です。

**ニッセイ
ご遺族あんしんサポート**

万一のとき、ご遺族が行うさまざまな相続に関する手続きをトータルでサポート。
相続の疑問について、無料でご相談をお受けします。
手続代行やお手続内容に応じた専門家(有料)もご紹介しします。

相談
紹介
無料

こんなときに使える！	ご利用できる方
相続税の申告等、わからないことだらけ…何から対応すべきか知りたい	被保険者死亡時の 死亡保険金受取人 ※死亡保険金受取人がサービスを利用することが困難な場合、所定の範囲内のご親族も利用可能です。

お申込み・ご利用にあたって必ずお読みください。

各サービスは、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。
ご利用に関して生じた損害について日本生命は責任を負いません。

ベストドクターズ・サービスについてのご留意点

- Best Doctors®, ベストドクターズ、Best Doctors in Japan は米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。
Best Doctors, Inc.は、グローバルバーチャルケアリーダー、Teladoc Health, Inc.の一員です。
- ベストドクターズ・サービス(以下、「当サービス」)は、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険等の所定の保険にご加入の被保険者様がご利用になれます。なお、被保険者ご本人が病名をご存知ない場合等には、被保険者の所定のご家族の方がご利用になれます。(この場合、被保険者が利用された場合と同様のお取扱いとなります。)

- 当サービスは、所定の疾患と診断確定された場合ご利用になれます。
- 対象疾患1症例につき最大で3名の専門医を紹介いたします。(紹介は1名ずつとなります。)
- 優秀な専門医とは、テラドックヘルスインターナショナル社が多数の医師に対して実施したアンケートをもとに選出した、医師が推薦する名医です。
- 治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人で負担いただきます。

サリバチェッカー®についてのご留意点

- サリバチェッカー®の商標は、株式会社サリバテックに帰属します。
- サリバチェッカー®は、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険等の所定の保険にご加入の被保険者様がご利用になれます。
- 本検査キットは、だ液を調べてがんのリスクをチェックするものであり、がんやその他の疾病を特定・確定し、診断できるものではありません。早期発見を約束するものではなく、がんの発見に役立てるためのリスクチェック検査です。

- 株式会社サリバテックCEOもしくはそれに準ずる医師に相談する場合、追加の相談費用は不要です。(相談後、診察が必要となった場合の、診察費用等の追加費用は全て利用者ご本人で負担いただきます。)
- その他の相談できる医療機関については、株式会社サリバテックのホームページで公開しています。(相談費用または診察費用などが掛かります。)

認知症・介護 あなたのそばのコンシェルジュについてのご留意点

- 認知症・介護 あなたのそばのコンシェルジュは、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険等の所定の保険の契約者・被保険者・死亡保険金受取人・定期支払金受取人・生存給付金受取人・指定代理請求人・契約者代理人(以下、「申込者」)がお申込みできます。電話・訪問相談できる方は、申込者または契約者・被保険者のご家族(2親等以内)となります。

- 訪問日時はご相談のうえ、決定させていただきます。
- 介護訪問相談自体は無料ですが、相談を受けるにあたり必要な諸経費(利用者ご本人の交通費等)は、全て利用者ご本人で負担いただきます。

GranAge Starについてのご留意点

- GranAge Star内の各サービスは、すべてのお客さまがご利用になれます。
※日本生命との間で生命保険契約がないお客さまもご利用になれます。
- GranAge Star内の各サービスをご利用いただくためには、以下の各サービス提供法人とご契約する必要があり、身元保証、生活支援、任意後見、死後事務のいずれかのサービスについてサービス提供法人と契約が成立した場合に、暮らしのサポートデスクをご利用いただくことができます。

<サービス提供法人>

- 身元保証、生活支援、任意後見、死後事務サービス：公益社団法人シニア総合サポートセンター等
- 暮らしのサポートデスク：クラブツーリズム株式会社、総合警備保障株式会社

- GranAge Starに関して日本生命にご提供いただく個人情報、GranAge Starのご案内、GranAge Starの提供・維持管理、GranAge Starの充実、およびその他付随する業務に必要な範囲内においてのみ利用します。
- 日本生命はGranAge Star内の各サービス提供法人との間で、お問合せに関する情報およびご加入の有無に関する情報を相互利用いたします。

契約者代理制度

※記載の内容は2025年4月現在のものであり、
今後変更または廃止する場合があります。

ニッセイご遺族あんしんサポートについてのご留意点

- ニッセイご遺族あんしんサポートの提供はその内容に応じ、
相続あんしんサポート株式会社、税理士法人、司法書士法人、
行政書士法人等が担当いたします。有料サービスをご利用の
場合は、サービス内容に応じた専門家(法人)と契約を結んで
いただきます。

記載の内容は2025年4月現在のものであり、
今後各サービスの内容を変更または廃止する場合があります。
各サービスのご利用の際には、諸条件があります。
各サービスの詳細や各サービス提供会社の利用規約につきましては、
日本生命ホームページをご確認ください。

インターネットサービス ご契約後も安心!

お客さまの声にお応えして、簡単、便利なインターネットサービスをご用意しております。
日本生命ホームページよりご登録のうえ、ご利用ください。

ポイント

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 最新のご契約内容を確認できる! | <ul style="list-style-type: none"> ●毎日最新のご契約内容を確認できます。 ●為替レート等の影響により、日々変動する解約時の受取金額をいつでも確認できます。 |
| 2 ペーパーレスでお手続きができる! | <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまご自身で、各種手続きを行うことができます。
例) ・住所・電話番号の変更
・円建終身保険への移行
・生命保険料控除証明書の再発行 |
| 3 魅力的な情報が満載! | <ul style="list-style-type: none"> ●日本生命独自のお役立ち情報を確認できます。 |

①②は3:00～8:00はご利用になれません。
なお、②は上記に加え、毎営業日15:00～15:30も
システムメンテナンスのためお手続きいただけない時間帯があります。
※「円建終身保険への移行」「生命保険料控除証明書の再発行」は、
日本生命営業日の15:00までに日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。



ご利用方法



スマートフォンから

読み取りはこちら



パソコンから

<https://www.nissay.co.jp>

日本生命 検索

日本生命トップページ
⇒金融機関窓口販売商品のログイン
⇒専用サービスへアクセスください。

解説動画はこちら ▶



例えば、こんなご不安はありませんか？

契約者が将来、認知症などで意思表示が
難しくなった…



契約者のために、
まとまったお金が
必要になるのに
保険の解約ができないな…

そもそも
どんな内容の保険に
入っていたんだっけ…

契約者じゃないと
手続きできないのは、
困ったな



契約者代理制度を活用すれば安心です。

契約者代理制度のポイント

あらかじめ
ご用意ください

- 1 契約者代理人をご指定いただけます。**
契約者代理人に日本生命より制度・契約の概要などをお知らせします。



契約者代理人に
通知でお知らせ
します!

- 2 契約者代理人と契約内容を共有いただけます。**
毎年、契約者代理人に日本生命より制度・契約の概要などをお知らせします。
契約者代理人は契約内容について日本生命にお問合せいただけます。
※一部お問合せ内容によっては、ご回答できない場合があります。

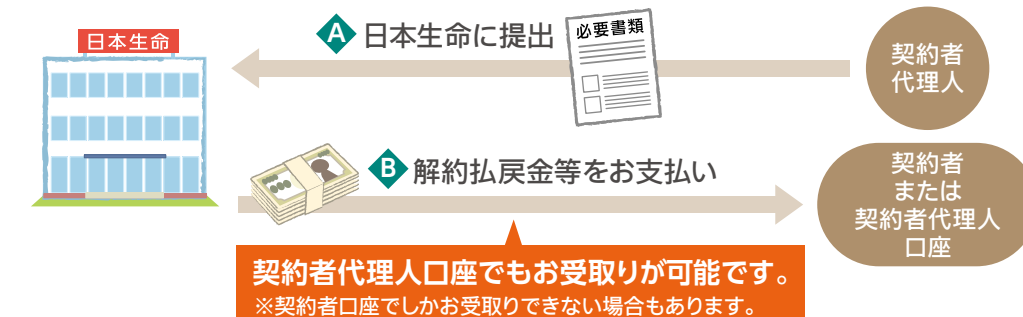
- 3 契約者が意思表示困難な状態になった場合、
契約者代理人に、代わりにお手続きいただけます。**

※一部対象外のお手続きがあります。
※お手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になる場合があります。

→ 契約者代理人の指定範囲・代理対象手続きは P.26-27、通知物は P.39 をご確認ください。

<解約手続きの例>

- 契約者代理人が必要書類を日本生命に提出
- 契約者または契約者代理人に解約払戻金等をお支払い



これなら、何かあっても安心だね。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

16



契約概要

この契約概要には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項およびご契約の内容に関する事項等は、概要や代表事例です。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては **ご契約のしおり一定款・約款** をご確認ください。

	記載ページ
引受保険会社の名称および住所等	P.19
1 保険のしくみ	P.19
2 積立利率	P.22
3 保障内容	P.22
4 解約払戻金	P.23
5 特約	P.24
6 契約者代理制度	P.26
7 引受条件 (2025年4月現在)	P.27
8 配当金	P.28
9 リスク	P.28
10 諸費用	P.28

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額も「一時払保険料」と記載しております。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額も「一時払保険料(円)」と記載しております。

※成立日は、契約締結時に送付される保険証券に記載の、証券作成日と同日となります。

※「うけとるタイプ」において定期支払率と記載しているものは、「指定通貨で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率をいい、「円で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率から定期支払金額を円で一定額にするための会社所定の率を差引いた率(円建定期支払率)をいいます。

※「のこすコース」「つかうコース」移行時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

引受保険会社の名称および住所等

- 引受保険会社 日本生命保険相互会社
〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)
受付時間:月～金曜日9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページアドレス
<https://www.nissay.co.jp>

1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)

この保険は、ご契約時に「ふやすタイプ」・「うけとるタイプ」から選択いただき、将来は「のこすコース」または「つかうコース」に移行できる外貨建の終身保険です。

指定通貨とタイプの選択

- 指定通貨は米ドル・豪ドルから選択いただき、ご契約後に変更することはできません。また、タイプは「ふやすタイプ」・「うけとるタイプ」から選択いただきます。
- 「ふやすタイプ」は、円建死亡保険金特約を付加することができます。
- 「うけとるタイプ」は、「指定通貨で10年一定」・「円で10年一定」から選択いただきます。
- ご契約後は積立利率更改日にタイプを変更することもできます。*1

*1 お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

責任開始の日

一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が責任開始の日となります。

死亡保険金のお支払い

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。

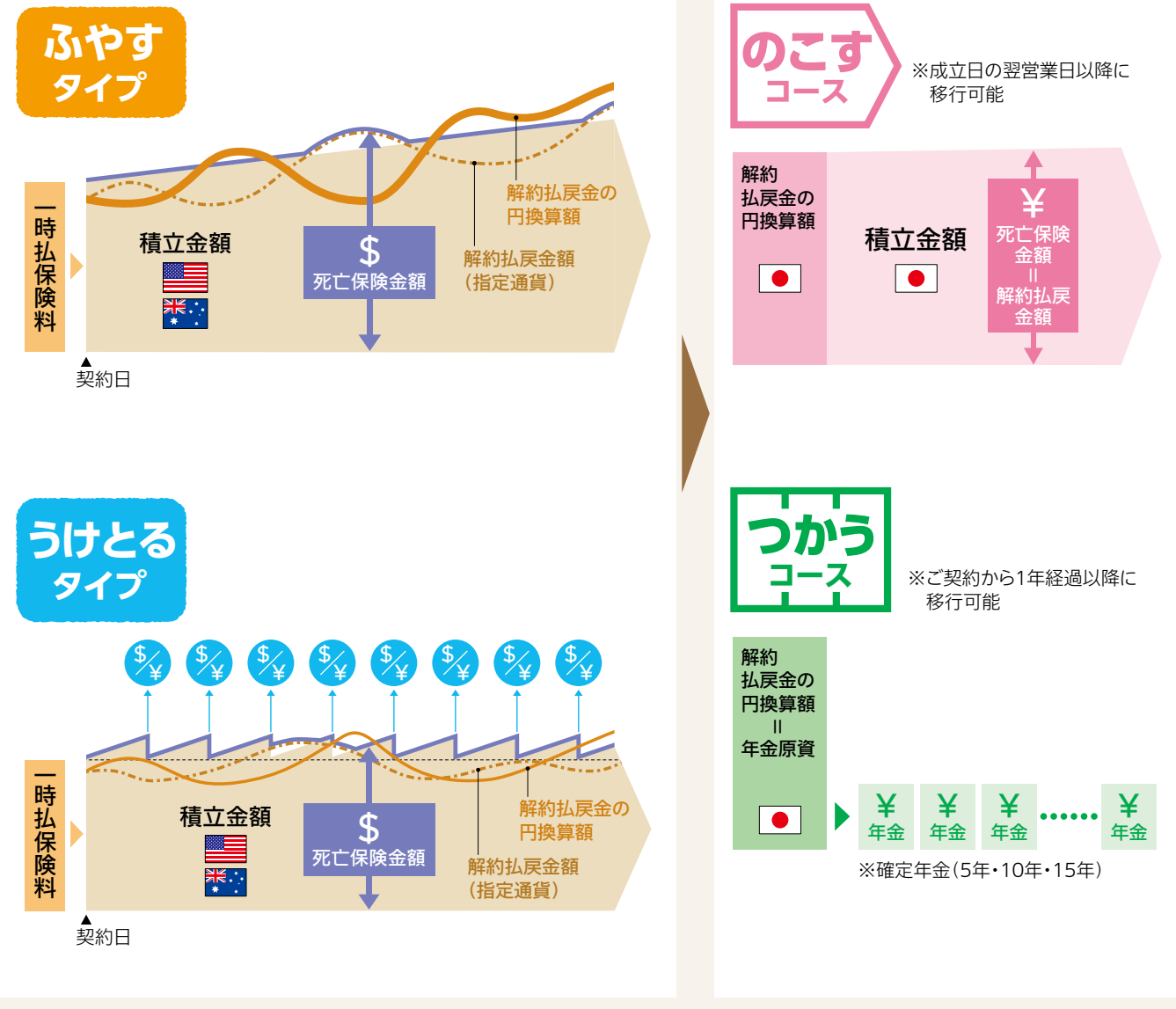


この保険は、為替レートや解約時の市場金利の変動による影響を受けるため、損失が生じるおそれがあります。



詳細はP.31-34をご確認ください。

イメージ図



※イメージ図はP.3-6もご確認ください。

ふやすタイプ

- 積立利率にしたがって、積立金をふやします。
- お申し出により、「のこすコース」*2、「つかうコース」*3に移行できます。

うけとるタイプ

- 契約応当日に被保険者が生存しているとき、定期支払率にしたがって毎年定期支払金をお支払いします。
なお、定期支払率は「指定通貨で10年一定」・「円で10年一定」で異なります。
また、定期支払率は10年ごとに更改されるため、それとともない定期支払金額も変動します。
「円で10年一定」の場合は上記に加え、責任開始の日および積立利率更改日時点の為替レートを適用して定期支払金を計算します。
- お申し出により、「のこすコース」*2、「つかうコース」*3に移行できます。

のこすコース

- 「ふやすタイプ」「うけとるタイプ」において、お申し出をいただくことで移行できる円建終身保険です。*2
解約払戻金の円換算額が移行時の積立金額となり、所定の利率が適用されます。
- お申し出により「つかうコース」に移行できます。*3

つかうコース

- 「ふやすタイプ」「うけとるタイプ」「のこすコース」において、主契約を解約し、解約払戻金を円建年金に換えて受取ることができます。*3
解約払戻金の円換算額が年金原資となり、年金支払期間中は所定の利率が適用されます。

*2 成立日の翌営業日以降に移行可能。

*3 ご契約から1年経過以降に移行可能で、お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

円に換算する際に使用される為替レートは以下のとおりです。

	為替レート	適用日
お申し出により、「のこすコース」または「つかうコース」に移行するとき	TTM－50銭	日本生命が必要書類を受付けた日

※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。

上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

※為替レートは将来変更されることがあります。

2 積立利率

- 積立利率*1とは、積立金に適用される利回りです。

契約日および10年ごとの契約応当日において、以下のように計算されます。

積立利率＝指標金利*2の所定の期間における平均値(基準利率)＋所定の率－保険契約関係費率

*1 通貨・契約日における被保険者の年齢(15歳以上75歳以下と76歳以上90歳以下)・タイプ・円建死亡保険金特約の有無ごとに毎月2回(1日と16日)設定

*2 指定通貨に応じて定める国債の流通利回りをいいます。

- 積立利率は10年間保証され、10年ごとの契約応当日に更改されます。
更改後の積立利率が0.01%を下回ることはありません。
更改時においても契約日における被保険者の年齢をもとに計算します。

3 保障内容

ふやすタイプ	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下の①②いずれか大きい金額です。 ① 積立金額 ② 解約払戻金額 円建死亡保険金特約が付加されている場合は、以下の③④いずれか大きい金額です。 ③ ①②いずれか大きい金額を円に換算した額 ④ 一時払保険料(円)*
うけとるタイプ	契約応当日に被保険者が生存しているとき、以下の金額を定期支払金としてお支払いします。 ＜指定通貨で10年一定＞ 一時払保険料*×定期支払率 ＜円で10年一定＞ ・支払事由該当日が契約日の直後の積立利率更改日以前 一時払保険料(円)*×契約日における定期支払率 ・支払事由該当日が契約日の直後の積立利率更改日の翌日以降 一時払保険料*×直前の積立利率更改日の会社所定の為替レート×積立利率更改日における定期支払率 なお、定期支払率は「指定通貨で10年一定」「円で10年一定」で異なります。 また、定期支払率と会社所定の為替レートは10年ごとに変更されます。 ※支払事由該当日が積立利率更改日の場合、前日の定期支払率を使用します。 ※積立利率更改日の為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
のこすコース	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における積立金額です。
つかうコース	解約日の毎年の応当日に被保険者が生存しているとき、年金をお支払いします。 年金額は年金原資、年金種類、年金開始日における所定の利率によって計算されます。年金種類は5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金です。 ※年金支払期間中に年金受取人が亡くなられたときは、将来の年金の現価を一括で年金受取人の相続人にお支払いします。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.18をご確認ください。

4 解約払戻金

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。
解約払戻金額は以下のように積立金額に市場金利調整を適用後、
解約控除額を控除した金額となり、日本生命が必要書類を受付けた日に計算します。

積立金額×(1－市場金利調整率)－解約控除額

●市場金利調整率＝

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の計算に用いた基準利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日における基準利率} + 0.1\%} \right] \times \frac{\text{残存月数}}{12}$$

・基準利率＝指標金利の所定の期間における平均値

・残存月数＝解約日から、その直後の積立利率更改日の前日までの月数
(端数日は切上げ)

※解約払戻金の計算に用いる基準利率を設定する時期(毎月1日、16日)と
解約払戻金計算基準日(解約日)の間に生じる金利変動や、
運用資産の売却にかかる取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する
際の市場金利調整において所定の係数(0.1%)を設定しています。このため、
契約日(積立利率更改日)の市場金利と解約払戻金計算基準日の市場金利が
同一であっても、解約払戻金計算基準日の積立金額に対して
残存期間に応じて一定率が控除されます。

＜積立金額に対する控除率の例＞

契約日(積立利率更改日)と解約払戻金計算基準日に適用される基準利率が、
仮に2.0%の場合、残存期間に応じて、積立金額から以下の率を控除します。

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年
控除率	0.98%	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%
残存年数	5年	4年	3年	2年	1年
控除率	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%

※上記の表では、解約払戻金計算基準日が毎年の契約応当日である前提で
数値を抜粋しております。

「残存年数」とは、解約払戻金計算基準日から積立利率更改日の前日までの
年数となります。

※契約日(積立利率更改日)は市場金利調整率がかかりません。

契約日(積立利率更改日)翌日の控除率は、「残存年数」の項目のうち、
「10年」の控除率をご確認ください。

●解約控除額＝一時払保険料*×解約控除率

➡ 詳細はP.33をご確認ください。

ただし、解約日が10年ごとの契約応当日(積立利率更改日)の場合、
市場金利調整を適用しないため解約払戻金額は積立金額となります。

のこすコース

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。
解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日の積立金額です。

つかうコース

解約することはできませんが、代わりに、お申し出により
将来の年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.18をご確認ください。



- 解約払戻金の計算時に費用のご負担が生じる場合があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じるおそれがあります。

ご注意

➡ 詳細はP.31～34をご確認ください。

5 特約

円入金特約

保険料を円でお支払いいただける特約です。
一時払保険料は円払込金額を指定通貨に換算した額になります。
※この特約を付加せずに保険料をお支払いいただき、クーリング・オフを行った場合、
お支払いいただいた通貨でお返しします。

➡ 詳細は、P.34～35をご確認ください。

外貨入金特約

保険料を指定通貨以外の外貨*¹でお支払いいただける特約です。
一時払保険料は払込金額を指定通貨に換算した額になります。
*¹ 指定通貨が米ドルなら豪ドル、指定通貨が豪ドルなら米ドル

円支払特約

死亡保険金や解約払戻金を円に換算してお支払いする特約です。

円建死亡保険金特約

「ふやすタイプ」において、死亡保険金を円に換算してお支払いするとともに、
その金額を一時払保険料(円)*²で最低保証する特約です。
特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。
この特約はご契約時のみ付加することができ、途中解約はできません。
また、特約の保険期間は以下のとおりです。特約の保険期間が満了すると、特約は消滅します。
*² 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.18をご確認ください。
※「うけとるタイプ」では付加できません。

ご契約時の被保険者の満年齢	保証される期間(ご契約時から)
15～75歳	5年間
76～90歳	2年間

定期支払特約

「うけとるタイプ」を選択いただいた場合に付加される特約です。
※「うけとるタイプ」についてはP.21～22をご確認ください。
※積立利率更改日に付加および解約することができます。
ただし、お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

定期支払金円支払特約

「うけとるタイプ」の「指定通貨で10年一定」において、
定期支払金を円に換算してお支払いする特約です。

定期支払金額円建固定特約(率更改型)

「うけとるタイプ」の「円で10年一定」を選択いただいた場合に
定期支払特約とあわせて付加される特約です。
※「円で10年一定」についてはP.21-22をご確認ください。
※積立利率更改日に付加および解約することができます。
ただし、お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

解約払戻金の年金支払に関する特約

「つかうコース」への移行をお申し出いただいた場合に付加される特約です。
※「つかうコース」についてはP.21-22をご確認ください。
※ただし、お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、
あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる特約です。

→ 詳細は、P.26 をご確認ください。

通貨を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日
外貨入金特約	(指定通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)	
円支払特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受付けた日
円建死亡保険金特約	TTM-50銭	
定期支払金円支払特約	TTM-50銭	契約応当日または日本生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日
定期支払金額円建 固定特約(率更改型)	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日 ※ただし、定期支払率更改後は定期支払率更改日

※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。
上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
※為替レートは将来変更されることがあります。

6 契約者代理制度

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、
あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる制度です。
当制度を利用する場合、保険契約者代理特約の付加および契約内容案内サービス規程への
同意が必要です。
※特約のみの付加、サービスのみの利用はできません。

保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、
あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる特約です。
※ご契約時または保険期間中に付加することができます。
ただし、お申し出いただいたときに、日本生命が取扱っている場合に限りです。
※契約者代理人が不要となった場合は、契約者によるお申し出により解約することができます。
また、契約者が死亡されたときなどには、この特約は消滅します。
※契約者代理人の指定範囲についてはP.27をご確認ください。
※この特約を付加する際に、契約者から契約者代理人に、契約内容や契約者代理人が代理できる
お手続きの内容などをご説明ください。

代理対象手続き を行える場合	・代理対象手続きを行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合 ・その他代理対象手続きを行えない特別な事情があると日本生命が認めた場合
代理対象手続き	契約者代理人が行うことができるお手続きは、以下のとおりです。 ・契約者が行うことができる手続き ・契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における 保険金等の受取人が行うことができる手続き ・日本生命所定の特約の付加等の申出 ただし、次のお手続きは行うことができません。 ・保険金等の受取人の変更 ・契約者の変更 ・契約者代理人の変更指定 ・指定代理請求人の指定または変更指定 ・指定代理請求人が代理することができる手続き

<代理対象手続きを行うにあたってのご留意点>

- 契約者代理人としてお手続きできない場合があります。
詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。
- 契約者代理人がお手続きを行う場合、お手続きの都度、契約者の意思能力の確認を行います。
- 契約者代理人がお手続きを行う場合、保険金等の受取人の同意等が必要になることがあります。
- 解約払戻金等を契約者代理人口座で受取った場合も、
解約払戻金等は契約者の一時所得等となります。
- 解約払戻金等を契約者代理人口座で受取る場合は、原則、対象の契約が以下を満たしている
必要があります。

	代理対象手続き	判定基準	金額基準
円建終身保険移行前	解約	基本保険金額	10万米ドル・14万豪ドル 以下
	減額	減額分に対応する基本保険金額	
円建終身保険移行後	解約	積立金額	1,000万円以下
	減額	減額分に対応する積立金額	

※上記の取扱条件は2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約内容案内サービス規程

保険契約者代理特約を付加する場合、当規程への同意が必要です。
当規程に同意いただいた場合、日本生命より契約者代理人に以下のサービスを実施します。
※サービスの内容は将来変更または終了になる場合があります。
● 特約の付加時ならびに定期的に、日本生命より契約者代理人へ制度・契約の概要などを
送付いたします。
● 契約者代理人は契約内容について日本生命にお問合せいただけます。
※一部お問合せ内容によっては、ご回答できない場合があります。

7 引受条件 (2025年4月現在)

一時払保険料	最低*1	1万米ドル(1米ドル単位)
		1万豪ドル(1豪ドル単位)
	最高*2	100万円(10万円単位)
保険料払込方法	一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)	
最低保証積立利率	年0.01%	
増額	取扱いなし	
減額*3	取扱いあり	
被保険者年齢範囲*4	15～90歳	
保険期間	終身	
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族	
定期支払金受取人	契約者本人	
「円で10年一定」かつ契約者と被保険者が同一人の場合	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族	
指定代理請求人	契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1名指定できます。	
代理請求できる場合	被保険者と定期支払金受取人が同一人である場合、定期支払金受取人が定期支払金を請求できない事情があると日本生命が認めたとき	
指定代理請求人の範囲	(1)被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記の他、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。	
契約者代理人	契約者は日本生命の同意を得て、契約者代理人を1名指定できます。	
契約者代理人の範囲	(1)契約者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族 (2)上記の他、契約者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、代理対象手続きを行う時においても、この範囲内であることを要します。	

*1 払込通貨で判定
*2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定
他に被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、
ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、
ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、
ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)のご契約がある場合は、
それらを合算して判定
*3 1,000米ドル・豪ドル単位で減額後の基本保険金額が1万米ドル・豪ドル以上となる範囲
*4 被保険者の契約日における満年齢
※上記内容は将来変更される場合があります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に契約申込書にてご確認ください。

8 配当金

この保険は有配当保険です。
日本生命の毎年の決算により剰余金が生じた場合、各契約に配当金が割当てられ、利息をつけて積立てます。
積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。
● 契約者からの請求があったとき
● 契約が消滅したとき
配当金は円でお支払いします。
日本生命の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金は変動し、お支払いできない場合もあります。

9 リスク

この保険には、リスクがあります。P.31-32・P.34をご確認ください。

10 諸費用

この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.32-34をご確認ください。

苦情・相談・請求等のお問合せ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間: 月～金曜日9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

1 リスク

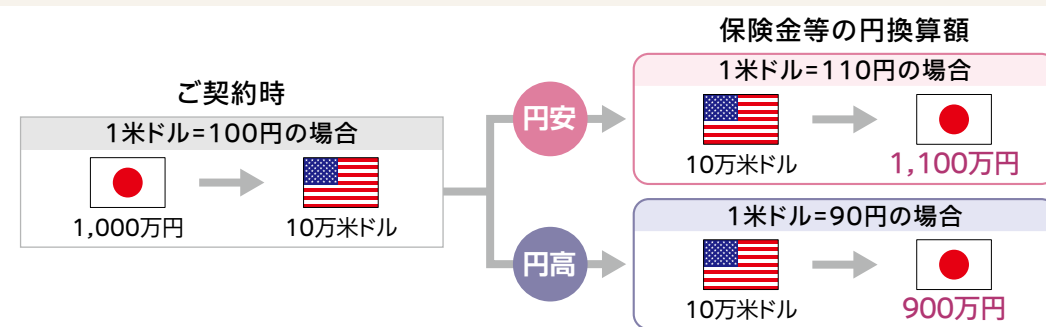
この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

➡ P.41-42「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

(1) 為替変動リスク

- 死亡保険金・定期支払金・解約払戻金は為替レートの変動の影響を受けます。
- 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。
 - 保険金等を円に換算した額が、一時払保険料(円)を下回ることがあります。

為替変動リスクの例(米ドル建の場合)



(2) 金利変動リスク

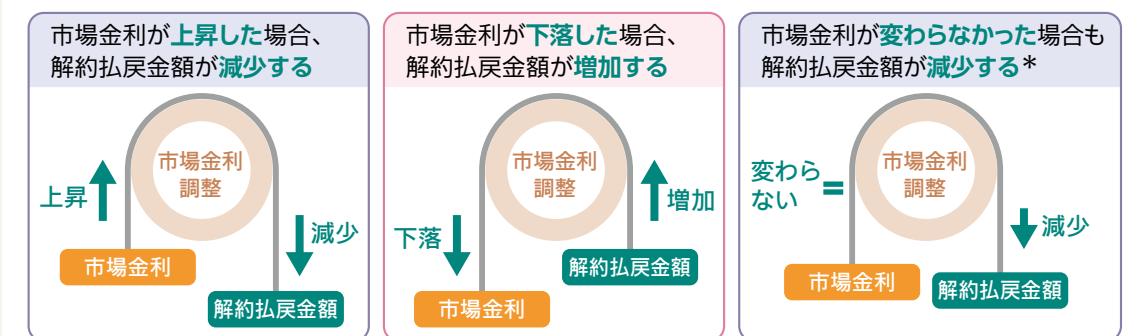
解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。

- 解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- この保険は、債券等への投資によって積立金額をふやす、または定期支払金をお支払いするしくみとなっております。債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるために、市場金利調整を導入しています。

➡ 次ページへ続く

※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品 را求めて当保険を解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

市場金利の影響のイメージ



※契約日(積立利率更改日)や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。

※債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.1%」により、小さくなります。
P.23「4.解約払戻金」もあわせてご確認ください。

(1)(2)のリスクは複合的に発生する場合があります。

そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

〈例〉円安に進行し積立金額の円換算額が増加していることを期待して解約したが、金利が上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

2 諸費用

ご契約に際して、ご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

➡ P.41-42「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

「ふやすタイプ」

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

●円建死亡保険金特約を付加した場合

上記に加えて、死亡保険金を一時払保険料(円)*で最低保証するための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

「うけとるタイプ」

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)と、定期支払金をお支払いするための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

●「円で10年一定」を選択した場合

上記に加えて、定期支払金額を円で一定額とするための費用を、定期支払率を定める際にあらかじめ控除しております。

「のこすコース」

ご契約の維持等に必要な費用を、移行時に適用される利率を定める際にあらかじめ控除しております。

➡ 次ページへ続く

「つかうコース」

責任準備金に対して以下の費用を控除したうえで年金額が計算されます。

年金の種類	費用
5年確定年金	年率0.290%
10年確定年金	年率0.230%
15年確定年金	年率0.151%

通貨を換算する場合

通貨を換算する場合、以下の為替手数料がかかります。

	1通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき 指定通貨を円に換算するとき	50銭
外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に 換算するとき	払込通貨から円に換算するときに25銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに25銭

※この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについては
P.25をご確認ください。

解約をした場合

- ・解約払戻金額を計算する際、
一時払保険料*に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%

経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

※経過年数10年以上の場合、解約控除はかかりません。

- ・解約払戻金額を計算する際の市場金利調整には、
債券を売却するための費用等が含まれます。

※詳しくは、P.23をご確認ください。

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の
諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.30をご確認ください。

契約日(積立利率更改日)から短期間で解約した場合の損失の例



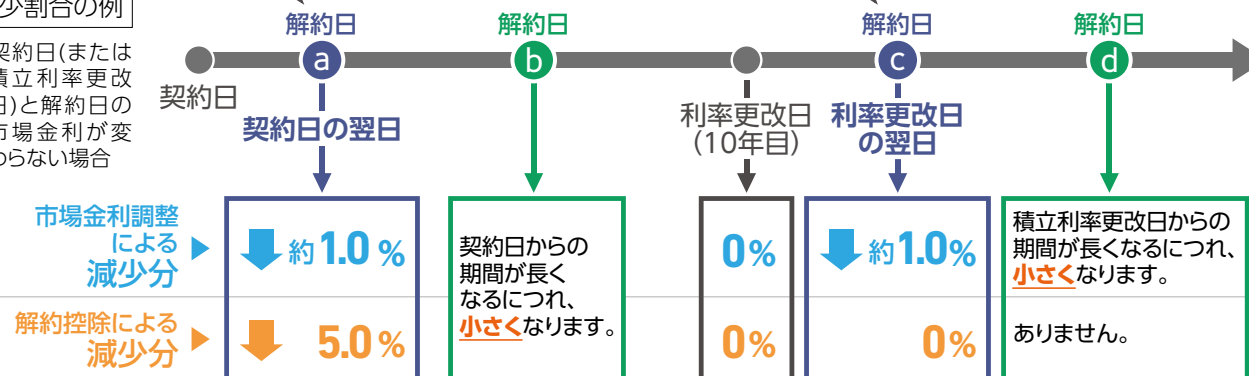
**短期間で解約すると、
お受取額が小さくなり、損失が
生じる可能性が高まります。**

市場金利が変わらない場合、契約日から解約日
までの期間が短い**a**の方が、解約日までの期間が
長い**b**より市場金利調整・解約控除による減少額が
大きくなり、お受取額は小さくなります。
また、**市場金利が契約日よりも上がった場合は、
さらに受取額が小さくなります。**

詳細は P.23・P.31-33 をご確認ください。

減少割合の例

- ・契約日(または
積立利率更改
日)と解約日の
市場金利が変
わらない場合



※契約日(積立利率更改日)や解約払戻金計算基準日における
基準利率を「市場金利」として説明しています。

※市場金利・為替の影響により、指定通貨・円での受取額は変動します。
詳細につきましては、「例表」または「提案書」をご確認ください。

3

クーリング・オフ制度

(8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をすることができます。)

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて
8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回または
ご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします
(円入金特約を付加した場合、円により払込まれた金額(円払込金額)は全額円でお返しします)。

<申出方法(書面の場合)>

- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
- 郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、
以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項

※黒ボールペンでご記入ください。

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料の金額
(円入金特約を付加した場合は円払込金額、外貨入金特約を
付加した場合は払込通貨での払込金額)
- 4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 6 書面作成日
- 7 申込者または保険契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または保険契約者のお名前(自署)

(記入例) ※円入金特約を付加した場合

日本生命保険相互会社 行
1 私は保険契約の申込みの撤回を
行います。
(理由) ○○○○○○
2 申込番号 ××××××××××
3 円 払 込 金 額 ×,×××,×××円
4 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店
5 返 金 先 口 座 ○○銀行 ○○支店
普通×××××××
口座名義人 ○○○○
6 20××年××月××日
7 住所 ○○県○○市○○町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
8 お名前 日生 太郎

次ページへ続く

郵送先

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター(クーリング・オフ担当)

< 申出方法(電磁的記録の場合) >

- 日本生命では、電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、日本生命ホームページ(https://www.nissay.co.jp)をご案内しています。
- 日本生命ホームページから期間内(8日以内)にお申し出ください。
- 日本生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

< 外貨建保険のクーリング・オフについて >

- クーリング・オフが適用された場合にお返しする通貨は、日本生命に保険料としてお申込みいただいた通貨となります。
- 円入金特約の付加有無により、クーリング・オフにともないお返しする通貨が異なります(円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります)。

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフにともないお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円貨	円貨
円入金特約を付加しない場合	外貨*1	外貨*2

*1 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、金融機関代理店等所定の手数料が発生します。
また、お客さまの口座から日本生命指定の金融機関口座へ送金を行うための、金融機関代理店等所定の手数料が発生することがあります。

*2 外貨で日本生命にお払込みをいただいた金額と同額をお返しいたします。
ただし、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替し、お払込みをいただいた場合)、外貨でのお返しとなるため、返金時の為替レートによっては、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
①円貨から外貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
②外貨から円貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
③為替差損(益)

4 責任開始の日・契約日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が契約上の責任開始の日となります。

募集代理店および募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、
契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。

契約日

契約日は責任開始の日と同日になります。

5 死亡保険金等のご請求

- 死亡保険金等のお支払事由に該当した場合や、お支払いの可能性があると思われる場合、不明な点が生じた場合等は、すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができない可能性がありますので、契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 定期支払金および年金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
- 死亡保険金の受取人変更等、ご契約内容を変更する場合もすみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
- 定期支払金のお支払い後、契約応当日より前に被保険者が死亡していたことが判明した場合、死亡保険金額からその支払われた定期支払金額を差引いてお支払いすることがあります。

6 死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

➡ 次ページへ続く

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
- 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
- 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

7 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除等についてはP.23・P.33、
為替変動リスク・金利変動リスクについてはP.31-32をご確認ください。
外貨建生命保険・市場金利調整のしくみについては、P.41-42もあわせてご確認ください。
なお、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

8 税金の取扱い(2025年2月現在)

以下の内容は、2025年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
また、定期支払金、解約払戻金、死亡保険金にかかる税金につきましては、
実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。
※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です
(他の保険料控除の対象とはなりません)。
ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が、
自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

保険期間中

< 定期支払金の受取りに際してかかる税金 >

ご契約内容	税の種類
契約者と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と受取人が異なる場合	贈与税

雑所得

雑所得の課税対象額*1 = その年にお受取りいただいた定期支払金額 - 必要経費

$$\begin{aligned} & \bullet \text{必要経費} = \text{第1回の定期支払金額} * 2 \times \text{必要経費割合} * 3 \\ & \bullet \text{必要経費割合} * 3 = \frac{\text{一時払保険料} * 4}{\text{第1回の定期支払金額} * 2 \times \text{第1回の定期支払金の支払事由発生日における被保険者の平均余命} + \text{基本保険金額} * 5} \end{aligned}$$

*1 他の所得と合算して総合課税の対象となります。

*2 指定通貨でお受取りいただいた場合は、
定期支払金額を第1回の定期支払金の支払事由発生日における為替レートにより
円に換算した金額、円によりお受取りいただいた場合は、円による受取金額となります。

*3 小数で算出し、小数点第3位以下を切上げとなります。

*4 指定通貨による入金の場合は、一時払保険料を着金日の為替レートで円に換算した金額、
円入金特約を付加した場合は円払込金額、また、外貨入金特約を付加した場合は、
払込金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。

*5 基本保険金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。

➡ 次ページへ続く

(ご参考)雑所得の課税対象額の計算例

【前提条件】●契約者(被保険者):60歳男性(申込時満年齢)

●第1回の定期支払金の支払事由発生日における被保険者の年齢:61歳

●一時払保険料および基本保険金額の円換算額:1,000万円

●第1回の定期支払金額の円換算額:30万円

必要経費割合 = $\frac{1,000\text{万円}}{30\text{万円} \times 18\text{年} + 1,000\text{万円}}$ = 0.65 (小数点第3位以下を切上げ)

必要経費 = 300,000円 × 0.65 = 195,000円

雑所得の課税対象額 = 300,000円 − 195,000円 = 105,000円

➡ P.44 「所得税法施行令 別表 余命年数表(抜粋)」をあわせてご確認ください。

贈与税

暦年課税と相続時精算課税で取扱いが異なります。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可	一度選択すると暦年課税へは 変更不可
控除額	受贈者ごとに年間110万円(基礎控除)	・受贈者ごとに年間110万円(基礎控除) ・特定贈与者ごとに累計2,500万円(特別控除)
税率	10~55%	一律20%

以下の場合、贈与した定期支払金が相続税の課税価格に加算されます。

- 定期支払金受取人が契約者からの贈与について、相続時精算課税を選択していた場合
(相続発生日には、基礎控除を差引いた相続時精算課税選択後の贈与財産の累計を相続税の課税価格に加算します。なお、この制度で納付した贈与税*6は相続税から控除できます)。
- 定期支払金受取人が暦年課税により、相続開始前一定の期間内*7に定期支払金の贈与を受けた場合

- *6 毎年の贈与金額から、110万円の基礎控除を差引いた金額の累計のうち、2,500万円の特別控除を超えた額に対して20%の贈与税がかかります。
- *7 相続税の課税価格への加算期間は、2027年1月1日以降、相続開始前3年から段階的に延長され、2031年1月1日以降に7年となります。
ただし、相続開始前3年超7年以内に受けた贈与については、総額100万円まで相続税の課税価格に加算しません。

➡ P.43 「贈与税(暦年課税)の計算方法」をあわせてご確認ください。

<解約払戻金の受取りに際してかかる税金>

税の種類
所得税(一時所得)+住民税

- ※一時所得の課税対象額*1=
{(解約払戻金+配当金)−一時払保険料*8−特別控除額(限度額50万円)*9} × 1/2
- *8 定期支払金の受取りや減額があった場合は、一時払保険料から、既に受取った定期支払金や解約払戻金に対する必要経費合計額が差引かれます。
- *9 特別控除額(限度額50万円)は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。
- ※年金開始時は一時所得の対象、年金受取時は雑所得の対象となります。

<死亡保険金の受取りに際してかかる税金>

ご契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
①契約者と被保険者が同一人の場合	A	A	B	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合	A	B	A	所得税(一時所得)+住民税
③契約者と被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	A	B	C	贈与税



相続人でない孫等が死亡保険金を受取った場合、死亡保険金の非課税枠を活用できないことに加え、相続税が2割加算されます。
また、死亡保険金と定期支払金を同一人が受取った場合、相続開始前一定期間以内*7に受取った定期支払金は相続税の課税対象となります。

➡ 次ページへ続く

<外貨建保険の税法上の取扱い>

この保険の外貨建の保険料や死亡保険金等の授受にかかる税法上の取扱いは円建の生命保険契約と同じです。
次の基準により外貨を円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日*10	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)*11
定期支払金	毎年の契約応当日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	【相続税・贈与税の対象となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)

- *10 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。
- *11 外貨入金特約を付加した場合、払込通貨の最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)となります。
- ※円での保険料や定期支払金等の授受においては、円での金額を基準とします。

9 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

10 相互会社運営

日本生命は相互会社です。相互会社では、契約者が社員となり、社員が選出する総代で構成する総代会では、経営に関する重要事項の審議と決議を行っています。

- 相互会社は、契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく会社形態です。
相互会社では、有配当保険の契約者が保険加入と同時に会社の構成員である社員となります。
- 社員の権利には、社員配当金請求権等があります。
また、社員の代表である総代を選出する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 日本生命は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、総代会を設置しています。

11 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額等が削減されることがあります。

- 日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

※記載の内容は2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

資料 外貨の魅力

ご契約後

1 保険証券等

ふやすタイプ
うけとるタイプ

発送時期 契約日の翌営業日以降
(通常、お申込みから約10日後)

「生命保険料控除証明書」や
「インターネットサービスのご案内」等を同封いたします。
また、マイナンバー登録に関するご案内を別送いたします。



<契約者代理人を指定した場合(別送)>

●「保険契約者代理人」の指定手続完了のお知らせ／保険契約者代理人へのお知らせ

発送時期 契約日の翌営業日以降
(通常、お申込みから約10日後)

送付先 契約者／契約者代理人

制度の内容や契約の概要などが記載された「保険契約者代理人へのお知らせ」は、
契約1年後より年1回の契約応当日以降にも契約者代理人へ送付いたします。

2 保険契約のお申込手続き完了のお知らせ(兼 初期暗証番号(仮パスワード)のお知らせ)

ふやすタイプ
うけとるタイプ

発送時期 成立日+2営業日後以降

送付先 契約者

当書類記載の仮パスワードでインターネットサービスにご登録ください。



保険期間中

3 定期支払金受取人設定状況のお知らせ

うけとるタイプ

発送時期 毎年の契約応当日の3カ月前

定期支払金受取人の変更がない場合、お手続きの必要はありません。
※うけとるタイプ「円で10年一定」を選択、かつ契約者と被保険者が同一人の場合に送付いたします。

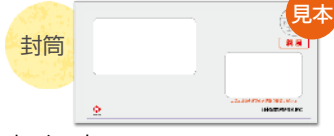


4 定期支払金お支払いのご案内

うけとるタイプ

発送時期 毎年の契約応当日の2カ月前

振込口座や通貨の変更がない場合、必要書類を提出いただかなくても
契約応当日に請求手続があったものとみなし、定期支払金をお支払いします。
※「うけとるタイプ」を選択いただいた場合に定期支払金受取人に送付いたします。
※定期支払金のお支払い後は、定期支払金受取人へお支払いの通知を送付いたします。



5 ご契約内容のお知らせ

ふやすタイプ
うけとるタイプ

発送時期 契約1年後より年1回の契約応当日以降
(円建終身保険へ変更後は、
変更日の1年後より1年ごと)

作成時の積立金額や解約払戻金額等を記載しております。
※ご契約内容のお知らせについては、環境にやさしいWeb通知への切替もご案内しております。



積立利率 更改時

6 利率更改のご案内

ふやすタイプ
うけとるタイプ

発送時期 利率更改時の2～3カ月前

積立利率・定期支払率が変更されることをお知らせします。
また、同時期に積立利率更改時におけるタイプ変更・解約についてもご案内します。

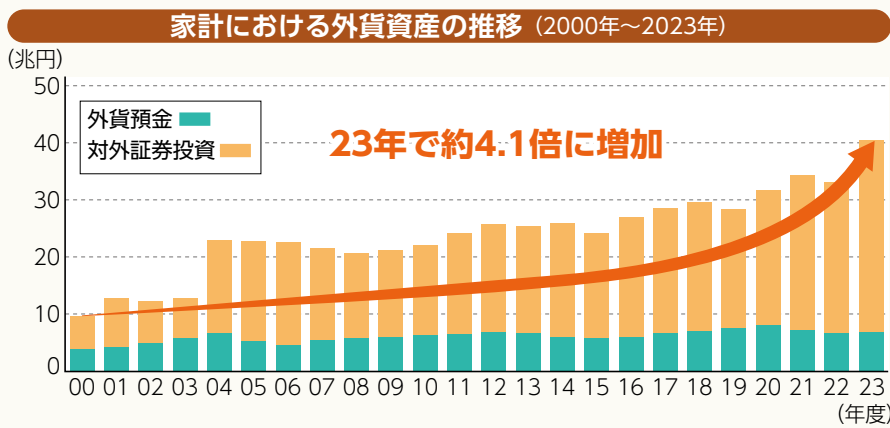


外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

家計における外貨資産は、
23年で約4.1倍に増加しています。

グローバル化が進む中、家計の外貨資産は徐々にふえ、外貨の保有は特別なことではなくなりつつあります。

出典：日本銀行ホームページ「資金循環」



なぜ今、外貨なのでしょう？

日本では、
長く低金利が続いています。

現在までは、海外の金利と比較して相対的に日本の金利は低金利が続いているため、海外の金利が注目されています。

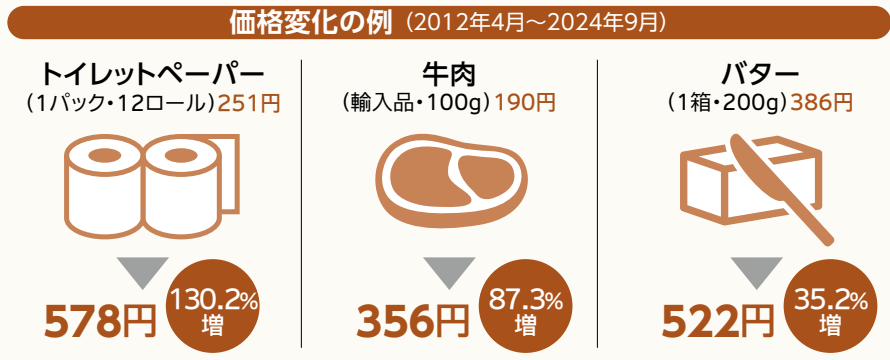
出典：各国中央銀行が公表している
利回りをもとに日本生命が作成



様々な品が値上がりし、
お金の価値の低下が心配です。

低金利が続く中でも、物価は上昇傾向にあります。
物価が上がると、円資産のみでは、保有資産が実質的に目減りしてしまいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」
(主要品目の東京都部小売価格)
※小数点第2位以下を切捨て



通貨の価値は、為替レートの変動により常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みなく取引され、経済や政情等、様々な要因が複雑に交錯しながら、刻々と変化しています。
それにともない、円の実質的な価値も常に変動しています。

出典：日本生命が指標として指定している
金融機関の公示値をもとに作成



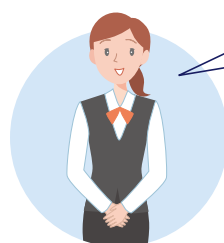
この他、日本生命の事業活動や相互会社の仕組み等についてのお知らせを定期的を送付いたします。

「外貨建生命保険」の よくあるご質問集

より理解を深めるために
ぜひ、ご視聴ください →
外貨建生命保険 なるほど動画

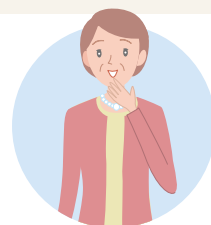
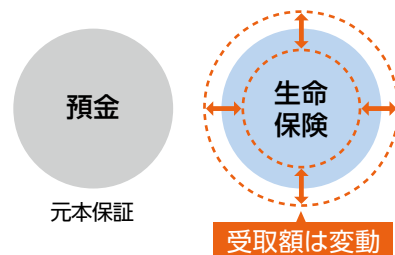


金融機関等で販売しているから、
預金みたいなものだね。

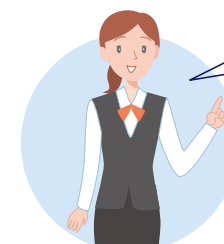


いいえ。この商品は、**日本生命の生命保険**です。
預金とは異なり、
元本割れすることがあります。

生命保険には、預金のような元本保証
はありません。受取額は為替レート
の影響を受けて変動し、元本割れする
ことがあります。

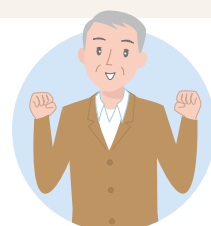
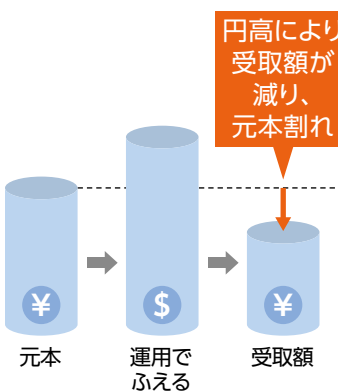


長く契約していればふえていくから、
元本割れしないわね。

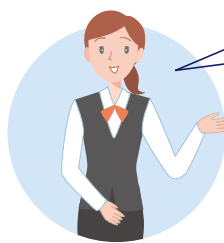


いいえ。為替変動により、
円でのお受取額が**元本割れする
可能性が常にあります**。

円でお受取りの際は、指定通貨から円に両替
します。そのときの為替レートがご契約時より
大幅に円高だと、運用でふえた分が帳消しになり、
損失が生じることがあります。また、その他以下
の“調整”“控除”による影響を受けます。

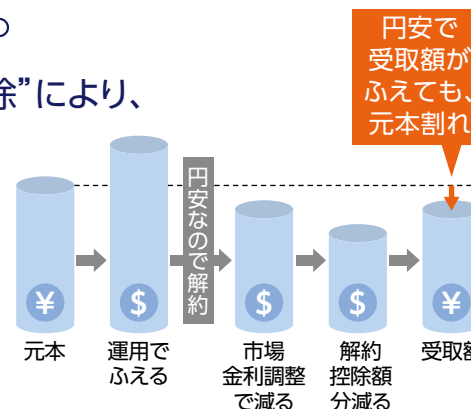


解約しても、**円安のときなら**
元本割れしないよね。

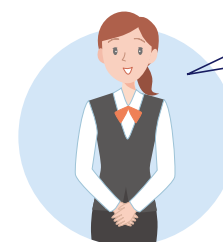


いいえ。“調整”や“控除”により、
**円安時の解約でも元本
割れすることがあります**。

解約時には「市場金利調整」や「解約
控除」が適用されます。そのため、
円安のときに解約しても、これら
“調整”“控除”により、損失が生じる
ことがあります。



なぜ、市場金利と解約払戻金は
逆の動きをするの？



解約払戻金が**市場金利調整により
債券価格の変動の影響を受ける**ためです。

- 保険会社は外貨建保険の積立金を、
主に外国債などの債券で運用しています。
- 解約になると、保有している債券を時価で売却する必要があるため、
解約払戻金が増減します。



市場金利調整の影響は
どれくらい続くの？

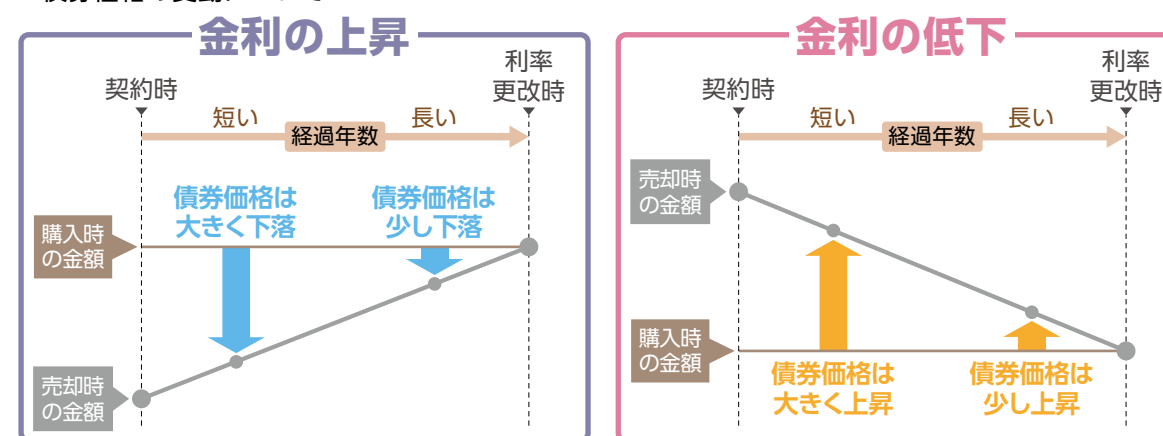


利率更改日を除き、**ずっと続きます**。
ただし、契約日(更改日)から解約日までの
期間が短いほど影響は大きく、長いほど小さくなります。

※契約日(更改日)と解約日の金利変動差が一定の場合

- 償還までの期間が長い(購入からの経過年数が短い)債券ほど、
金利変動の影響を受ける期間が長いため
金利の動きに対する債券価格の動きは大きくなります。

<債券価格の変動について>



贈与税(暦年課税)の計算方法

※贈与税の速算表を使って計算する場合

贈与税額

=

1年間の受贈財産の
合計価額

−

基礎控除
110万円

×

税率

−

控除額

基礎控除110万円までは非課税

贈与税の速算表

18歳以上の者が直系尊属*1から 贈与を受けた場合				左記以外の場合	
基礎控除後の課税価格		税率	控除額	税率	控除額
200万円以下		10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下		15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下		15%	10万円	20%	25万円
400万円超 600万円以下		20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下		30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下		40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下		45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下		50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超		55%	640万円	55%	400万円

*1 直系尊属とは、父母や祖父母、曾祖父母など、直接血がつながった上の世代のこと。

雑所得の金額による税金の支払い

- 定期支払金にかかる源泉徴収の有無は
雑所得の金額(定期支払金額－必要経費)によって決まります。

25万円以上の場合	所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。
25万円未満の場合	源泉徴収がありません。

- ただし、源泉徴収の有無にかかわらず、確定申告の要否は判断する必要があります。
以下のケースに該当する場合は、確定申告は必要ありません。

給与所得者	給与等の収入金額が2,000万円以下、かつ、給与所得および退職所得以外の他の所得(個人年金等)の金額が20万円以下である場合
年金所得者	公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の他の所得(個人年金等)の金額が20万円以下である場合*2

源泉徴収とは、特定の所得を支払う際に、その支払者(勤務先や生命保険会社等)が所得税を徴収して、国に納付する制度です。

*2 源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給額を受ける方については、確定申告が必要です。

※税務に関する内容は、2025年2月現在の税制にもとづくもので、
将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

所得税法施行令 別表 余命年数表(抜粋)

年金の支給開始日 における年齢	余命年数		年金の支給開始日 における年齢	余命年数		年金の支給開始日 における年齢	余命年数	
	男	女		男	女		男	女
歳	年	年	歳	年	年	歳	年	年
16	59	65	42	34	39	68	13	16
17	58	64	43	33	38	69	12	15
18	57	63	44	32	37	70	12	14
19	56	62	45	32	36	71	11	14
20	55	61	46	31	36	72	10	13
21	54	60	47	30	35	73	10	12
22	53	59	48	29	34	74	9	11
23	52	58	49	28	33	75	8	11
24	51	57	50	27	32	76	8	10
25	50	56	51	26	31	77	7	9
26	50	55	52	25	30	78	7	9
27	49	54	53	25	29	79	6	8
28	48	53	54	24	28	80	6	8
29	47	52	55	23	27	81	6	7
30	46	51	56	22	26	82	5	7
31	45	50	57	21	25	83	5	6
32	44	49	58	20	25	84	4	6
33	43	48	59	20	24	85	4	5
34	42	47	60	19	23	86	4	5
35	41	46	61	18	22	87	4	4
36	40	45	62	17	21	88	3	4
37	39	44	63	17	20	89	3	4
38	38	43	64	16	19	90	3	3
39	37	42	65	15	18	91	3	3
40	36	41	66	14	18			
41	35	40	67	14	17			

